

## 随意契約見直し計画

平成 18 年 6 月  
平成 19 年 1 月改訂  
最高裁判所

### 1. 随意契約の見直し計画

平成 17 年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることがやむを得ないものを除き、19 年度から順次、一般競争入札等に移行することとした。

#### 【全体】

		平成 17 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(2%) 9	(2%) 2
一般競争入札等	競争入札	/		(41%) 466	(54%) 69
	企画競争等	(1%) 15	(10%) 12	(6%) 72	(14%) 17
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(99%) 1,124	(90%) 113	(52%) 592	(30%) 37
合 計		(100%) 1,139	(100%) 125	(100%) 1,139	(100%) 125

#### 【所管公益法人等】

		平成 17 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札	/		(52%) 28	(62%) 5
	企画競争等	(0%) 0	(0%) 0	(48%) 26	(38%) 3
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(100%) 54	(100%) 8	(0%) 0	(0%) 0
合 計		(100%) 54	(100%) 8	(100%) 54	(100%) 8

【所管公益法人等以外の者】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(2%) 9	(2%) 2
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争等	(1%) 15	(10%) 12		
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(99%) 1,070	(89%) 105	(55%) 592	(32%) 37
合 計		(100%) 1,085	(100%) 117	(100%) 1,085	(100%) 117

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
(1) 民事執行事件・破産事件の事務処理の補助事務，記録の分離及び廃棄業務，家事相談業務（26件，3億円）

平成19年3月までに以下の措置を講じ，平成19年4月以降企画競争を導入する。

企画競争を導入するべく，平成18年11月頃までに企画書募集要領を策定する。

平成18年11月以降企画書募集手続きを順次実施していく。

(2) 裁判記録作成のための録音テープ反訳業務委託

(69件，11億円)

中期的に全国での競争入札に移行することを目指し，平成21年3月までに以下の措置を講ずることとして，競争入札導入の準備が整った地域から順次競争入札を開始する。

民間業者の調査等

ア 裁判所が求める裁判記録作成に相応しい高い品質，安定供給（迅速性，大量処理），秘密保持態勢等を確保することができるか，また，民間業者が全国津々浦々にわたる裁判所の上記条件を踏まえた委託に将来にわたりこたえられるかの実態調査

イ 競争移行に向けた環境整備（調査の結果，適当と判断され

た業者を随時参入させて環境を整備していく)

競争入札の方法等の検討

裁判所求める高い品質，安定供給，秘密保持態勢等を確保するための入札方式，参加資格条件等を検討し，具体的な競争入札の方法等を確定させる。

競争入札マニュアルの作成

で確定させた方法に応じた業務マニュアルを作成し，仕様書の作成や予定価格の設定等の手順を具体的に示す。

( 3 ) 一般競争等へ移行するもの

リース契約等，複数年度を前提に契約を行っているが，初年度に係る契約のみ一般競争を行い，次年度以降は随意契約を行っていたものは，次期更新時から競争入札へ移行する。

2 1 件， 2 億円

設備の設置，システム開発等と不可分な関係にある保守点検業務等は，仕様書等の見直しを図り，次期調達時から競争入札等へ移行する。

1 5 2 件， 3 1 億円

供給することが可能な業者が一であるとして行った電気料等の供給契約については，競争が可能になったところから順次，平成 1 9 年度までに競争入札に移行する。

5 1 件， 7 億円

( 注 ) 個別の契約の移行時期及び手順については，「緊急点検結果の一覧表」等に記載